

自治会館を利用する皆様へ



自治会館は、令和2年（2020年）4月1日から、

原則 屋内禁煙

の対象施設に該当します。

※ 禁煙は、紙巻きたばこだけでなく、加熱式たばこも含まれます。

「望まない受動喫煙」をなくすための取組が マナーからルールへと変わります！

＜屋内禁煙に向けて、ご理解いただきたいこと＞

- 「屋内」での喫煙が原則禁止になります。
- 屋内の灰皿撤去や、屋外に喫煙場所設置する際には、出入口付近を避けて設置するよう努めてください。

改正健康増進法の流れ

望まない受動喫煙の防止対策の強化を図るため、平成30年（2018年）7月に健康増進法が改正されました。

平成31年（2019年）1月24日に一部施行

- 喫煙者は屋外や家庭等で喫煙をする際に、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮する必要があります。
- 喫煙場所を定めるときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするように配慮する必要があります。

令和元年（2019年）7月1日に一部施行

病院、学校、市役所等（第一種施設）⇒原則敷地内禁煙
※ 特定屋外喫煙場所に限り喫煙場所の設置可

令和2年（2020年）4月1日に全面施行

第一種施設以外の施設（第二種施設）⇒原則屋内禁煙
※ 喫煙専用室内でのみ喫煙可
（喫煙専用室には、条件があります。）

◆ たばこを吸っていないのに、たばこの害を吸わされてしまうのが受動喫煙です。

◆ 受動喫煙が原因で、がんや呼吸器の病気、乳幼児突然死症候群などになる危険を高め、受動喫煙により、年間1万5千人が死亡しているというデータもあります。

◆ 受動喫煙には、二次喫煙（セカンドハンド・スモーク）**他人が吸うたばこから立ち上る煙や、吐く息に含まれる煙や、三次喫煙（サードハンド・スモーク）たばこから発生した粒子が、喫煙者の息、髪や衣服、壁や床、カーテンやソファなどに付着し、そこから発せられるたばこの残留物質を吸うことがあります。**



望まない受動喫煙のない社会を目指しましょう！

